

災害廃棄物仮置場への搬入等の詳細について

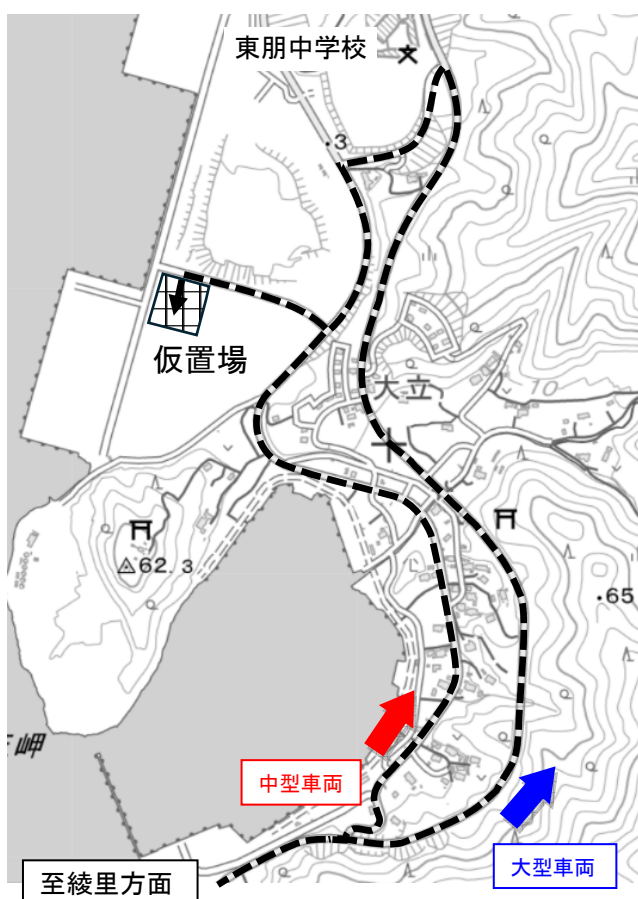
1 概要

令和7年7月24日にプレスリリースした、仮置場の稼働（搬入開始）について、その詳細な情報をお知らせします。

2 搬入開始日時

令和7年7月30日（水）午後2時

3 仮置場の場所及び作業内容等



(1) 場所

大船渡市赤崎町字山口 179 番地

(2) 作業内容

可能な限りリサイクルするため、木くず、金属くず、混合廃棄物（がれき等）、処理困難物等に分別します。

分別後は、種別ごとに県内の各処分先（6か所）に搬送します。

なお、コンクリートがら、アスベストを含有する災害廃棄物については、被災現場から直接処分先に搬送します。

(3) 仮置場への搬入経路

- ・大型車両（概ね 10 t 以上）
主要地方道大船渡綾里三陸線から東朋中学校付近を經由して搬入。

- ・中型車両
永浜地内の取付道路（海側）を經由して搬入。

(4) 1日当たりの搬入車両台数

当面は1日5台程度。現場の作業状況により台数は増減します。

4 仮置場運営委託業者

一般社団法人岩手県産業資源循環協会（盛岡市）

5 取材する際の留意事項等

(1) 搬入開始当日は、午後2時から3時までに2回（車両2台分）の搬入予定です。

(2) 場内は、安全確保のため、関係者以外立入禁止となります。なお、撮影場所につきましては、現地案内スタッフへお問い合わせください。